

鳥取市内地域密着型サービス事業所  
開設法人 様

鳥取市福祉保健部高齢社会課長  
( 公 印 省 略 )

地域主権一括法に伴う「鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の解釈について（通知）

本市の高齢者福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次地域主権一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布施行され、これまで、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた介護保険施設等の人員、設備等に関する基準を、都道府県や市町村が条例で定めることとされました。

これを受けて、本市においても下記のとおり条例を公布したところですが、この条例の解釈については別紙のとおりですので、ご留意の上、適正にサービス提供いただきますようお願いいたします。

記

1 条例の名称

区分	介護	予防
名称	鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
公布日	平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日	平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日
施行日	平成 2 5 年 4 月 1 日	平成 2 5 年 4 月 1 日

2 当該条例の解釈について

本市独自基準の解釈、運用上の留意事項については、別紙「鳥取市地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する基準条例の解釈について」を十分にご確認の上、事業運営に遺漏のないようにお願いします。

なお、別紙に定めるもののほかは、省令基準の解釈として厚生労働省が発出した各種の解釈通知等において示された趣旨及び内容の例により引き続き運用するものとします。

サービス種類	解釈通知名称
指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）
指定介護予防地域密着型サービス	

3 鳥取市ホームページ掲載先

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1396508808227/index.html>

本件お問い合わせ

鳥取市福祉保健部高齢社会課  
賦課・徴収係（担当）上田

電話（0857）20-3452

Fax（0857）20-3404

[ueta.takahiro@city.tottori.lg.jp](mailto:ueta.takahiro@city.tottori.lg.jp)